

自分のプロフィールに
あることをしただけで
売り上げがなんと・・・

1.5倍アップ!!!!

した方法を教えます!

中古せどり★ヤーマン



■ 推奨環境 ■

このレポート上に書かれている URL はクリックできます。できない場合は最新の Adobe Reader を無料でダウンロードしてください。

<http://www.adobe.co.jp/products/acrobat/readstep2.html>

■ 著作権について ■

このレポートは著作権法で保護されている著作物です。下記の点にご注意戴きご利用下さい。

このレポートの著作権は[ヤーマン]に属します。

著作権者の許可なく、このレポートの全部又は一部をいかなる手段においても複製、転載、流用、転売等することを禁じます。このレポートの開封をもって下記の事項に同意したものとみなします。

このレポートは秘匿性が高いものであるため、著作権者の許可なく、この商材の全部又は一部をいかなる手段においても複製、転載、流用、転売等することを禁じます。

著作権等違反の行為を行った時、その他不法行為に該当する行為を行った時は、関係法規に基づき損害賠償請求を行う等、民事・刑事を問わず法的手段による解決を行う場合があります。

このレポートに書かれた情報は、作成時点での著者の見解等です。著者は事前許可を得ずに誤りの訂正、情報の最新化、見解の変更等を行う権利を有します。

このレポートの作成には万全を期しておりますが、万一誤り、不正確な情報等がありましても、著者・パートナー等の業務提携者は、一切の責任を負わないことをご了承願います。

このレポートのご利用は自己責任でお願いします。このレポートの利用することにより生じたいかなる結果につきましても、著者・パートナー等の業務提携者は、一切の責任を負わないことをご了承願います。

目次

■はじめに■.....	- 4 -
■第一章 売り上げアップの方法とは.....	- 6 -
■第二章 古物商とは.....	- 8 -
■第三章 古物商の取得手順.....	- 9 -
■まとめ.....	- 14 -
■発信者情報.....	- 15 -

■はじめに■



はじめまして！

この度は、私のレポートをダウンロードして頂きありがとうございます。

中古せどらーの ヤーマン と申します。

東京都在住で、僕、嫁、娘の3人家族です。

本業は、携帯電話の修理屋として働いていますが、

収入が少なく、生活が苦しい為、

2017年11月よりせどりに出会い今日に至ります。

最初は結果が出なかったですが、徐々に伸びていき現在では

お金のことを気にしない生活を送れています！

主に、中古の家電などをリサイクルショップや電腦仕入れをしています。

★せどりの実績★

2017年11月 せどりを始める

2017年12月 月商50万、月収20万達成

2019年1月 週1回の仕入れで

月商120万、月収50万達成

■第一章 売り上げアップの方法とは

売り上げをアップする方法ですが、とっても簡単です。

それは、自分の Amazon アカウントの出品者プロフィールに古物商の許可番号をのせるだけなんです。

通常、古物商の許可番号はセラーセントラルのページ「出品者アカウント情報」の「許認可情報」から古物商の許可番号を入れているかと思います。

このような画面↓

出品者情報	
許認可情報	フィード処理レポートの言語設定
正式名称/販売業者名	あなたの出品者トークン
表示名	

許認可情報

許認可種類:	古物商許可証番号	⇩
ライセンス ID:	<input type="text"/>	
	<input type="checkbox"/> 許認可情報を削除	

[許認可情報を追加](#)

キャンセル	送信
-------	----

ですが、今回教えることは出品者のプロフィールの後方にもこの許可番号をのせるということなんです。

このような形です。

「あなたのストア名【古物商許可〇〇〇公安委員会第●●●●●●●●号】」

このように変更するだけで、購入者から見たら、この出品者は古物商を取得している信用できるお店などと思われることでしょう。

さらに、出品者一覧にあなたの商品が表示されますが、ストア名が長いので他の出品者よりも目立ちます。

このようにストア名を変更したことにより、私自身の体験談ですが、**売上げが1.5倍アツ**

プしました！！

また、まだ古物商を取得していないという方や、そもそも古物商のことをよく知らない方もいるかと思しますので、次の章から古物商のことや、簡単な取得方法の流れを説明していきます。

■第二章 古物商とは

●古物商とは

古物商（こぶつしょう）は、**古物営業法**に規定される**古物**を、業として売買または交換する業者・個人のことである。

なお、古物をレンタル、リース等する場合であっても、顧客に貸与し、または顧客から返還を受けることが同法の「交換」に該当し、古物商に該当する。（後述の「古物」ではない物品を仕入れてそれをレンタル等する業態は古物商に該当しない。）

なので分かりやすく言うと、古物商が必要な人とは、古物を業として販売する場合に限られます。

では、古物商を取得せず、古物を業として販売してしまった場合にどのようなペナルティがあるかというと、

『懲役3年または、100万円以下の罰金』という罰が課せられます。

なので、せどりをを行う以上、必ず取得をして安全な営業を行って下さい。

ただ、いきなり古物商を取得して下さい。といっても取得方法や金額などわからないことが多々あるかと思うので、次の章より、簡単に解説していきたいと思います。

■第三章 古物商の取得手順

この章では、古物商の取得手順ならびに、かかる費用などを説明していきます。
申請には以下の資料が必要となります。

1. 住民票
2. 身分証明書
3. 登記されていないことの証明書
4. 許可申請書
5. 略歴書
6. 誓約書
7. 使用承諾書
8. 賃貸契約書の写し
9. URL 使用承諾書

以上、最大で9点の申請資料が必要になります。

※7,8 は営業する場所が賃貸の場合に必要です。

9 は、インターネットを用いて営業する場合に必要です。

1. 住民票（発行日から3か月以内）

本籍地が記載されているもので個人番号の記載がないものになります。
お住まいの住所地を管轄する市役所や区役所で取得します。

2. 身分証明書

ここで言う「身分証明書」とは、本籍地の市区町村が発行する「禁治産者（被後見人）、準禁治産者（被保佐人）、破産者でない」ことを証明してもらうものです。
普段お使いの、免許証や保険証ではないのでご注意ください。
住民票と一緒に取得しましょう。

3. 登記されていないことの証明書

集める書類の中で、一番やっかいなのがこの「登記されていないことの証明書」ではないかと思
います。

まず、取得先が各地方方法務局本局でしか取得できません。

お近くに法務局の本局がない方は（ほとんどの方はそうですが）郵送で請求する方法もありま
す。

ただ、郵送請求は東京法務局宛しか取り扱っていませんので、請求に時間がかかってしまいま
す。

私の場合郵送請求で申請しましたが、約2週間ほどかかりました。

東京法務局 HP

http://houmukyoku.moj.go.jp/tokyo/static/i_no_02.html

4. 許可申請書

古物商の許可申請書は警察署でもらうことができます。

<https://www.keishicho.metro.tokyo.jp/smph/tetsuzuki/kobutsu/tetsuzuki/kyoka.html>

上記のリンクから必要な書類をダウンロードすることも可能ですが、警察署によっては、記入方法や、必要書類に違いがありますので、必ず、ご自身の管轄の警察署に行くか、電話で確認してみましょう。

書類の記入例も上記 URL 内に記載がありますので参考にしてみるといいでしょう。

※申請書その3にあります自社サイトを用いるかの書類ですが、用いる方は記入しますが、Amazon やヤフオクなどで販売するのみの方は、特に記入しなくても良いそうです。ただし、こちらも管轄の警察署によっては異なるみたいなので、確認してみてください。

5. 略歴書

略歴書は警察署でもらうことができます。

警察署のインターネットからでも取得できます。

ここでは、最近5年間の略歴を記入していきます。

5年間に記載するような内容がなければ、最後のものを記入し、「現在に至る」と記載すれば問題ありません。

6. 誓約書

誓約書も警察署でもらうことができますが、インターネットからでも取得できます。

7. 使用承諾書

使用承諾書も警察署でもらうことができますが、インターネットからでも取得できます。

賃貸の自宅で申請する場合は物件の管理会社または、オーナーの承諾書が必要です。

管理会社か、オーナーかは物件によって異なりますので、一度管理会社に確認してみてください。

8. 賃貸契約書の写し

賃貸契約をしたときの契約書をコピーします。

9. URL 使用承諾書

自社サイトなどを使用し、販売する場合に必要になります。

こちら、上記4. の許可申請書その3と同様に、Amazon やヤフオクでのみ販売するのみの方は、特に記入しなくても良いそうです。

ただし、こちら管轄の警察署によっては異なるみたいなので、確認してみてください。

★必要書類がすべてそろいましたら管轄の警察署に提出しに行きましょう。
許可が下りるまでの日数は、こちら管轄の警察署によって異なりますが、
だいたい、1か月～1か月半ほどで許可が下りるかと思います。
また、許可がおりなくても手数料(19000円)は戻ってきませんので注意が
必要です。

★古物商申請するために必要な金額★

・住民票	300円
・身分証明書	300円
・登記されていないことの証明書	300円
・古物商申請時の手数料	19000円

許可がおりなくても古物申請時の手数料(19000円)は戻ってきませんので

注意が必要です。



■まとめ

ここまで読みましたら、なぜ古物商が必要で、古物商取得までの流れがわかったかと思います。

さらに、古物商という信用のおかげか、私自身もストア名の変更後では月の売り上げが、1.5倍ほど上がりましたのでまだ取得されていない方・ストア名を変更していない方はぜひ、試してみてください！！

最後までご覧いただきありがとうございました。

■ 発信者情報

●メルマガ：【◆ヤーマンの副業で50万円稼ぐ方法◆】

<https://my153p.com/p/r/jcDVKfNi>

●LINE@ID：@gem6329w

line://ti/p/@gem6329wline://ti/p/@gem6329w

●LINE@：QRコード↓

